



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出 (福祉政策課) 2
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の休止の届出 (福祉政策課) 2
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の廃止の届出 (福祉政策課) 3
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (福祉政策課) 4
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関の指定 (福祉政策課) 4
- 土地改良区の合併の認可 (村づくり計画課) 4
- 道路の区域の変更 (道路管理課) 4
- 公共測量の実施の通知 (道路管理課) 5
- 建築基準法に基づく道路の指定の廃止 (中部土木事務所) 5
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・3件 (南部土木事務所) 5
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・3件 (宮古土木事務所) 6
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定の廃止 (宮古土木事務所) 7

公 告

- 補正予算の公表 (財政課) 7
- 大規模小売店舗の変更の届出・3件 (国際物流商業課) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・3件 (国際物流商業課) 10
- 開発行為に関する工事の完了・5件 (中部土木事務所) 11

選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 12
- 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任 13
- 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長及び選挙分会長職務代理者の選任 14
- 最高裁判所裁判官国民審査の審査分会長及び審査分会長職務代理者の選任 14
- 衆議院議員総選挙の竹富町の投票期日 14
- 衆議院小選挙区選出議員選挙の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所 14
- 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 14
- 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 15
- 衆議院小選挙区選出議員選挙の投票用紙の色 15
- 衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙の色 15
- 最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の色 15
- 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙運動費用支出制限額 15
- 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスターを掲示することができる日 16
- 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙会の日時及び場所 16
- 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の日時及び場所 16
- 最高裁判所裁判官国民審査の審査分会の日時及び場所 16
- 衆議院比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等の名称及び略称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 17

- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第1区選挙長の事務を行う場所…………… 17
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第1区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所…………… 17
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第2区選挙長の事務を行う場所…………… 17
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第2区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所…………… 17
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第3区選挙長の事務を行う場所…………… 18
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第3区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所…………… 18
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第4区選挙長の事務を行う場所…………… 18
- 衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第4区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所…………… 18
- 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長の事務を行う場所…………… 18
- 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所…………… 18

告 示

沖縄県告示第612号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成26年12月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
糸満協同診療所	糸満市潮崎町二丁目1番地10号	糸満市字糸満1946番地	糸満市潮崎町二丁目1番地10号	平成26年10月1日

2 居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
糸満協同診療所	糸満市潮崎町二丁目1番地10号	糸満市字糸満1946番地	糸満市潮崎町二丁目1番地10号	平成26年10月1日

3 通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
糸満協同診療所	糸満市潮崎町二丁目1番地10号	糸満市字糸満1946番地	糸満市潮崎町二丁目1番地10号	平成26年10月1日

4 居宅介護支援計画

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
でいご園居宅介護支援事業所	宜野座村字惣慶1295番地	宜野座村字惣慶1316番地3	宜野座村字惣慶1295番地	平成26年11月1日

5 介護予防通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
糸満協同診療所	糸満市潮崎町二丁目1番地10号	糸満市字糸満1946番地	糸満市潮崎町二丁目1番地10号	平成26年10月1日

沖縄県告示第613号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成26年12月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
訪問介護おれんじ	浦添市西原一丁目12番10号1階	平成26年10月31日

2 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
訪問介護おれんじ	浦添市西原一丁目12番10号1階	平成26年10月31日

沖縄県告示第614号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成26年12月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
訪問介護ようき	南城市佐敷字津波古399番地	平成23年11月30日

2 居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
なごみ薬局	糸満市字糸満1948番地105	平成26年10月1日

3 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
デイサービスがんにゅうの扉	沖縄市胡屋二丁目9番2号ディアコート胡屋101号	平成26年9月30日

4 居宅介護支援計画

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
居宅介護支援ようき	南城市佐敷字津波古399番地	平成23年11月30日

5 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
訪問介護ようき	南城市佐敷字津波古399番地	平成23年11月30日

6 介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
なごみ薬局	糸満市字糸満1948番地105	平成26年10月1日

7 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
デイサービスがんにゅうの扉	沖縄市胡屋二丁目9番2号ディアコート胡屋101号	平成26年9月30日

沖縄県告示第615号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年12月2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
そうごう薬局豊見城店	豊見城市字高嶺395番地103	平成26年9月18日

沖縄県告示第616号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年12月2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
そうごう薬局豊見城店	豊見城市字高嶺395番地103	平成26年9月18日

2 介護予防通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人奨進会東部クリニック	沖縄市与儀三丁目9番1号	平成24年4月1日

沖縄県告示第617号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、土地改良区の合併を次のとおり認可した。

平成26年12月2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 合併により設立する土地改良区の名称 久米島町具志川土地改良区
- 合併により解散する土地改良区の名称 久米島町具志川土地改良区及び久米島町南部土地改良区
- 認可年月日 平成26年11月25日

沖縄県告示第618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成26年12月2日から同月15日まで一般の縦覧に供する。

平成26年12月2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 道路の種類 県道
- 路線名 長山港佐良浜港線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長

旧	宮古島市伊良部字国仲549番7から 宮古島市伊良部字長浜1381番4まで	9.6m ~ 17.7m	360.9m
新	宮古島市伊良部字国仲549番7から 宮古島市伊良部字長浜1381番4まで	13.2m ~ 17.7m	360.9m

沖縄県告示第619号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県土木建築部中部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年12月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 中城村の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年8月14日から平成27年3月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（公園計画）

沖縄県告示第620号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成26年12月2日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路
- 2 廃止の年月日 平成26年6月17日
- 3 廃止に係る道路の位置 読谷村字古堅近川原562番、563番1、563番2、564番1、565番1、565番2、565番3、565番4及び582番1
- 4 廃止に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 50.00メートル
 - (2) 幅員 3.00メートル

沖縄県告示第621号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成26年12月2日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成26年6月11日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市大里字大城1995番13、1995番14及び1996番5
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 18.904メートル
 - (2) 幅員 4.000メートル

沖縄県告示第622号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成26年12月2日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路

- 2 指定の年月日 平成26年7月31日
 - 3 指定に係る道路の位置 南風原町字津嘉山1813番11
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 24.41メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル～4.91メートル
-

沖縄県告示第623号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成26年12月2日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 平成26年9月19日
 - 3 指定に係る道路の位置 南風原町字新川151番13
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 24.80メートル
 - (2) 幅員 4.36メートル
-

沖縄県告示第624号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成26年12月2日

沖縄県宮古土木事務所長 小 橋 川 透

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 平成26年8月21日
 - 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字下里アカウフグ2084番34、2084番38、2084番40、2084番41及び2084番42
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 62.858メートル
 - (2) 幅員 6.050メートル
-

沖縄県告示第625号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成26年12月2日

沖縄県宮古土木事務所長 小 橋 川 透

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 平成26年9月24日
 - 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字久貝978番4、978番9及び979番4
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 90.57メートル
 - (2) 幅員 6.20メートル
-

沖縄県告示第626号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定し

た。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成26年12月2日

沖縄県宮古土木事務所長 小 橋 川 透

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成26年10月3日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字東仲宗根ニヤツ646番21、646番22、646番27、646番28、646番30、646番31、652番3、652番4及び646番21地先の里道
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 71.61メートル
 - (2) 幅員 4.15メートル

沖縄県告示第627号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成26年12月2日

沖縄県宮古土木事務所長 小 橋 川 透

- 1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 廃止の年月日 平成26年8月5日
- 3 廃止に係る道路の位置 宮古島市平良字下里906番4
- 4 廃止に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 90.48メートル
 - (2) 幅員 6.10メートル

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成26年11月19日専決処分をした補正予算の要領を次のとおり公表する。

平成26年12月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

平成26年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）

平成26年度沖縄県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に629,228千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ735,105,627千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 国庫支出金		千円 244,887,322	千円 629,228	千円 245,516,550
	3 委託金	1,480,950	629,228	2,110,178
歳 入 合 計		734,476,399	629,228	735,105,627

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 80,802,248	千円 629,228	千円 81,431,476
	5 選挙費	542,969	629,228	1,172,197
歳 出 合 計		734,476,399	629,228	735,105,627

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年12月2日から平成27年4月2日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。

平成26年12月2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 豊崎ライフスタイルセンターTOMITON 豊見城市字豊崎1番地411
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 支配人 坪川昇司
- 3 届出年月日 平成26年11月5日
- 4 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 とみぐすくプロジェクト特定目的会社 東京都新宿区四谷一丁目4番地四谷駅前ビル7階 取

締役 森田威

変更後 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 支配人 坪川昇司

5 変更の年月日 平成26年4月30日

6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年12月2日から平成27年4月2日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び石垣市行政情報センターにおいて縦覧に供する。

平成26年12月2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンエー石垣シティ 石垣市字真栄里301番3
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠、有限会社田城商事 石垣市字真栄里327番地 代表取締役 田場茂祥
- 3 届出年月日 平成26年10月23日
- 4 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
変更後 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠、有限会社田城商事 石垣市字真栄里327番地 代表取締役 田場茂祥
- 5 変更の年月日 平成26年10月22日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年12月2日から平成27年4月2日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び石垣市行政情報センターにおいて縦覧に供する。

平成26年12月2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンエー石垣シティ 石垣市字真栄里301番3
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠、有限会社田城商事 石垣市字真栄里327番地 代表取締役 田場茂祥
- 3 届出年月日 平成26年10月23日
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 3,696平方メートル
変更後 5,134平方メートル
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 258台

変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 273台

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び石垣市行政情報センターにおいて縦覧に供する。)

(3) 駐輪場の位置

変更前 位置 次の図のとおり

変更後 位置 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び石垣市行政情報センターにおいて縦覧に供する。)

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位置 次の図のとおり、面積 253.3平方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、面積 131.33平方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び石垣市行政情報センターにおいて縦覧に供する。)

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 次の図のとおり、容量 56立方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、容量 37立方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び石垣市行政情報センターにおいて縦覧に供する。)

(6) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 出入口の数 入口3か所、出口3か所、出入口の位置 次の図のとおり

変更後 出入口の数 入口4か所、出口5か所、出入口の位置 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び石垣市行政情報センターにおいて縦覧に供する。)

5 変更する年月日 平成27年6月24日

6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ダイレックス安慶名店 うるま市赤野赤野原1393番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 大島秀昭
- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 当該店舗計画地は県道8号線に面し、近隣には県立高校やバス会社の営業所がある。また、安慶名十字路を中心とした市街地は企業等の進出で賑わいを見せている。来店車両が多く見込まれるオープン時や繁忙期には学生の送迎車や路線バスの通行、中心市街地への車両等の混雑が予想されるため、出入口付近に十分な配慮を要する。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年12月2日から平成27年1月2日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のと

おり縦覧に供する。

平成26年12月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンエー那覇メインプレイス 那覇市おもろまち4丁目4番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年12月2日から平成27年1月2日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンエー那覇メインプレイス 那覇市おもろまち4丁目4番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年12月2日から平成27年1月2日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年12月2日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年11月27日 沖縄県指令中土第3411号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字津花波218番3及び218番12
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市古波蔵3丁目18番18号古波蔵アパート206 與儀貴史
- 5 検査済証番号 平成26年9月30日 C第179号
- 6 工事完了年月日 平成26年9月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年12月2日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年4月14日 沖縄県指令中土第1117号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字伊集伊集原29番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字森川243番地1喜瀬アパート102号 江田智、西原町字森川243番地1喜瀬アパート102号 江田真弓
- 5 検査済証番号 平成26年10月3日 C第180号
- 6 工事完了年月日 平成26年9月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成26年12月2日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年12月18日 沖縄県指令中土第3636号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間奥間原117番2及び118番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字上原161番地18サウスウィンド202 宮城亮、西原町字上原161番地18サウスウィンド202 宮城利沙
- 5 検査済証番号 平成26年10月17日 C第181号
- 6 工事完了年月日 平成26年10月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年12月2日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年1月17日 沖縄県指令中土第142号、平成26年8月6日 沖縄県指令中土第2204号（変更）、平成26年10月6日 沖縄県指令中土第2883号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市長田三丁目520番1ほか8筆
- 3 公共施設 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 与那原町字東浜100番地の1 ラベルダ101号 株式会社アースティック那覇 代表取締役 石松完治
- 5 検査済証番号 平成26年10月23日 C第182号
- 6 工事完了年月日 平成26年10月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年12月2日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年10月29日 沖縄県指令中土第3066号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字伊集112番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原359番2 マウンテン富士202 上運天隆
- 5 検査済証番号 平成26年10月29日 C第183号
- 6 工事完了年月日 平成26年10月24日

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得

た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

なお、平成26年沖縄県選挙管理委員会告示第28号は、廃止する。

平成26年12月2日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,187
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 238,666
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
名護市	15,653
うるま市	30,837
沖縄市	34,584
宜野湾市	24,260
浦添市	28,485
那覇市	84,152
豊見城市	15,178
南城市	10,924
糸満市	15,138
宮古島市(宮古郡を含む)	14,588
石垣市(八重山郡を含む。)	13,977
国頭郡(島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。)	18,292
中頭郡	38,947
島尻郡(伊平屋村及び伊是名村を除く。)	24,765

沖縄県選挙管理委員会告示第43号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定により選挙区の選挙長及び職務代理者を次のとおり選任した。

平成26年12月2日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

選挙区	種 別	氏 名	住 所
沖縄県第1区	選挙長	当山尚幸	那覇市楚辺3丁目4番17号
	選挙長職務代理者	宮城力	那覇市古波蔵3丁目13番11号
沖縄県第2区	選挙長	龍野博基	北谷町字宮城1番地713
	選挙長職務代理者	松永享	那覇市安謝2丁目23番32号
沖縄県第3区	選挙長	高江洲義直	那覇市字国場1167番地8アルフコートハイム302
	選挙長職務代理者	高江洲昌幸	那覇市字国場1669番地1サントピア古蔵606
沖縄県第4区	選挙長	奥平玄孝	宮古島市平良字西仲宗根51番地
	選挙長職務代理者	與那覇政直	那覇市高良1丁目3番8号パークサイドTU-TU202

沖縄県選挙管理委員会告示第44号

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により選挙分会長及び選挙分会長職務代理者を次のとおり選任した。

平成26年12月2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

種 別	氏 名	住 所
選挙分会長	当山尚幸	那覇市楚辺3丁目4番17号
選挙分会長職務代理者	高江洲義直	那覇市字国場1167番地8アルフコートハイム302

沖縄県選挙管理委員会告示第45号

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第16条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により審査分会長及び審査分会長職務代理者を次のとおり選任した。

平成26年12月2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

種 別	氏 名	住 所
審査分会長	龍野博基	北谷町字宮城1番地713
審査分会長職務代理者	奥平玄孝	宮古島市平良字西仲宗根51番地

沖縄県選挙管理委員会告示第46号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における一般投票日によらない竹富町の全投票区の投票期日を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により次のとおり定める。

平成26年12月2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

全投票区 平成26年12月13日

沖縄県選挙管理委員会告示第47号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）による政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年12月2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 1 日時 平成26年12月2日 午後6時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第48号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年12月2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 1 日時 平成26年12月 2日 午後 5時30分
- 2 場所 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第49号

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年12月 2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 1 日時 平成26年12月 5日 午後 5時
- 2 場所 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第50号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

平成26年12月 2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

用紙の色 薄い青色
印刷の文字の色 黒色

沖縄県選挙管理委員会告示第51号

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

平成26年12月 2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

用紙の色 薄い黄色
印刷の文字の色 赤色

沖縄県選挙管理委員会告示第52号

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙の色を次のとおり定める。

平成26年12月 2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

用紙の色 白色
印刷の文字の色 黒色

沖縄県選挙管理委員会告示53号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による各選挙区の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成26年12月 2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

選挙区	選挙運動に関する支出金額の制限額（候補者1人につき）
沖縄県第1区	23,042,600円

沖縄県第2区	23,226,100 円
沖縄県第3区	23,571,400 円
沖縄県第4区	27,599,800 円

沖縄県選挙管理委員会告示第54号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職の候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

平成26年12月 2 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

ポスターを掲示することができる日 平成26年12月 2 日

沖縄県選挙管理委員会告示第55号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年12月 2 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

選挙区	日 時	場 所
沖縄県第1区	平成26年12月17日 午前9時30分	那覇市旭町116番地37 自治会館4階第1会議室
沖縄県第2区	平成26年12月17日 午前9時30分	那覇市旭町116番地37 自治会館4階第4会議室
沖縄県第3区	平成26年12月17日 午前9時30分	那覇市旭町116番地37 自治会館4階第5会議室
沖縄県第4区	平成26年12月17日 午前9時30分	那覇市旭町116番地37 自治会館4階第6会議室

沖縄県選挙管理委員会告示第56号

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年12月 2 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 日時 平成26年12月17日 午前10時
- 2 場所 那覇市旭町116番地37自治会館4階第1会議室

沖縄県選挙管理委員会告示第57号

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年12月 2 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 日時 平成26年12月17日 午前10時
- 2 場所 那覇市旭町116番地37自治会館4階第4会議室

沖縄県選挙管理委員会告示第58号

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第2項の規定による投票記載所の名簿届出政党等の名称及び略称の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年12月 2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 1 日時 平成26年12月 2日 午後 5時
- 2 場所 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第1区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第1区選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成26年12月 2日

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第1区
選挙長 当 山 尚 幸

平成26年12月 2日午前10時まで 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号沖縄県庁 4階講堂
平成26年12月 2日午前10時以降 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第1区選挙長告示第2号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第1区の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年12月 2日

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第1区
選挙長 当 山 尚 幸

- 1 日時 平成26年12月11日 午後 5時
- 2 場所 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第2区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第2区選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成26年12月 2日

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第2区
選挙長 龍 野 博 基

平成26年12月 2日午前10時まで 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号沖縄県庁 4階講堂
平成26年12月 2日午前10時以降 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第2区選挙長告示第2号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第2区の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年12月 2日

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第2区
選挙長 龍 野 博 基

- 1 日時 平成26年12月11日 午後 5時
- 2 場所 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第3区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第3区選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第3区

選挙長 高 江 洲 義 直

平成26年12月2日午前10時まで 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁4階講堂

平成26年12月2日午前10時以降 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第3区選挙長告示第2号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第3区の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第3区

選挙長 高 江 洲 義 直

1 日時 平成26年12月11日 午後5時

2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第4区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第4区選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第4区

選挙長 奥 平 玄 孝

平成26年12月2日午前10時まで 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁4階講堂

平成26年12月2日午前10時以降 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第4区選挙長告示第2号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における沖縄県第4区の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙沖縄県第4区

選挙長 奥 平 玄 孝

1 日時 平成26年12月11日 午後5時

2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成26年12月2日

衆議院比例代表選出議員選挙

選挙分会長 当 山 尚 幸

平成26年12月2日午前10時まで 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁4階講堂

平成26年12月2日午前10時以降 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第2号

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76

条の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年12月2日

衆議院比例代表選出議員選挙

選挙分会長 当 山 尚 幸

- 1 日時 平成26年12月11日 午後5時30分
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県選挙管理委員会室

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号